

5月は消費者月間です

問い合わせ 産業振興課 商工・農政係(☎内線440)

令和6年消費者月間統一テーマ

「デジタル時代に求められる消費者力とは」

昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法」(平成16年「消費者基本法」に改正)の施行20周年を機に、全国で毎年5月を「消費者月間」と位置付けています。

デジタル関連トラブルに用心を

子どもがオンラインゲーム高額課金

小中学生がスマートフォンやタブレット端末でオンラインゲームをし、保護者に許可なく高額課金していたという相談が増えています。課金額は数十万円、100万円を超えるケースもありました。



【対処法】

- ・保護者のスマートフォンをログインした状態で子どもが使うと、クレジットカードやキャリア決済で簡単に課金することがあります。遊ばせる場合は必ずアカウントからログアウトして渡してください。
- ・子ども専用のスマートフォンなどがある場合は、子ども専用のアカウントを作成し、ペアレンタルコントロール機能を利用してアプリのダウンロードや課金を保護者が管理してください。

ネット通販での「定期購入」トラブル

ウェブサイトで『初回980円』などの低価格を強調する広告を見て化粧品や健康食品を購入したところ、実は「定期購入」で2回目以降の支払い額が高額になったという相談が多くあります。



【対処法】

- ・注文前に、販売サイトや購入前の最終確認画面をよく確認してください。「定期購入ではないか」「継続期間や購入回数は」「解約・返品できるか」などの条件を必ずチェックしてください。
- ・トラブルに備え、最終確認画面のスクリーンショットを撮って証拠に残しましょう。ウェブサイトの場合、注文後に表示を変更され、購入当時の条件が確認できなくなるおそれがあります。

困ったときは消費生活センターに相談してください。

消費生活センターでは、「商品・サービスを契約して事業者とトラブルになった」などの消費生活全般に関する相談を受け付けて、トラブルの解決をサポートしています。

太宰府市消費生活センター

開催日 毎週月曜日～金曜日(※祝日・年末年始を除く)

午前9時30分～午後4時(正午から午後1時まででは昼休み)

場所 市役所2階 消費生活相談室

予約不要・無料/電話での相談も受け付けています。(☎内線 348 まで)

